

オープンカウンター方式実施要領

1 目的

本要領は、海上自衛隊阪神基地隊（以下「阪神基地隊」という。）が実施するオープンカウンター方式による物品の調達及び役務の提供（以下「物品調達等」という。）の見積合せを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

オープンカウンター方式とは、阪神基地隊が会計法（昭和22年法律第35条）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合せにおいて、調達内容・数量等を公開し、参加を希望する者を募った上で、参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3 対象

本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から5号まで及び第7号に規定する契約のうち、阪神基地隊が本方式によることが適当であると判断したものを対象とする。

4 参加資格

見積合せに参加することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 以下のアからエのいずれかの条件を満たすものであること。

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「資格の種類」のC又はD等級に格付けされ、かつ競争参加資格が「近畿」である者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格を有すると認められる者であること。

ただし、仕様内容等により契約担当官阪神基地隊本部経理科長（以下「契約担当官」という。）が認める場合は、A又はB等級に格付けされた者を含めることができる。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ 本号ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務を提供している実績が確認できる事業者

エ 見積の提出日までの1年間において、阪神基地隊との間で契約を締結した実績がある事業者（全省庁統一資格において、A又はB等級に格付けされている者を除く。）

(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は海上幕僚長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 参加申込

見積合せに参加を希望する者は、「阪神基地隊ホームページ」などに掲示する「オープンカウンター方式による調達要求件名リスト」から受注希望案件を選定した上で阪神基地隊本部経理科契約係（以下「契約係」という。）へ参加申込みを行い、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を確認した上、見積することができる。

6 見積書の提出

(1) 参加申込を行った者は、資格審査結果通知書の写しを提示し契約係から直接又はFAX等で仕様書等を受領後、仕様内容を確認した上で提出期限までに見積書を契約係に提出するものとする。ただし、仕様書等受領時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積書提出期限の前日までに資格証明書を提出するものとする。

(2) 見積書の様式は、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）（海幕経理第183号。27.3.18）に規定する別冊第1「契約標準書式」（以下「契約書式」という。）書式第9によるものとする。

(3) 見積書は、次の要領により記載しなければならない。

ア 件名、金額、数量、調達要求番号、履行期限、履行場所を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名等のこと。

イ 見積金額を訂正しないこと。

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。

エ 同一人が金額の異なる2通以上の見積を提出しないこと。

オ 前号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反しないこと。

(4) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送（書留、簡易書留又は配達記録郵便に限る。）又は託送（書留、簡易書留又は配達記録郵便と同等のものに限る。）による送付も可とする。また、見積書を郵送又は託送する際は、見積書を封筒に封入し、封筒表面に調達要求番号及び件名を朱書きすること。

なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

(5) 一度提出した見積書の引換え、変更及び取消しは原則認めないものとする。

7 無効な見積書

次の各号に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者が提出した見積書
- (2) 調達要求番号、件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 公表した見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積書

8 見積合せ

- (1) 見積合せに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せは、公表した見積書提出期限日に非公開で行うものとする。
- (3) 見積書提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、契約係が選定した者へ見積書の提出を依頼することができるものとする。

9 契約相手方の決定

- (1) 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。
- (2) 契約係が見積書を審査し、契約の相手方を決定しようとする場合において、同価の見積が2者以上ある場合には、当該者のくじ引きによる抽選とする。ただし、何らかの理由により参加が困難な場合は、阪神基地隊経理科の当該契約案件に関係のない職員が代理としてくじを引くものとする。
- (3) 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した旨を通知するものとする。

10 結果の公表

オープンカウンターの結果については、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく情報の公表について」に該当しないため公表は行わないが、参加者からの照会には個別対応するものとする。

1.1 契約の締結

- (1) 契約の締結に関することは、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）（海幕経理第183号。27. 3. 18）に規定する別冊第2「入札及び契約心得」第5章「契約の締結」による。
- (2) 契約の相手方が契約を結ばないときは、見積もった契約金額（見積書に記載した金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の1

00)に相当する金額))の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

1.2 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべてオープンカウンター方式による見積合せに参加する者が負担する。
- (2) 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に契約書式第3「同等品承認申請書」により同等品申請書提出期限までに同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。なお、提出期限以降に提出されたものについては無効とする。
- (3) 都合により見積合せを取り止めることがある。
- (4) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。